

# 新しい風ニュース

# NO 268

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻306号)  
岐阜県山県市西深瀬208 TEL・FAX 0581-22-4989

**なんでも相談 どの政党とも無関係の寺町ともまさ** 2015年6月15日  
毎日、千件前後のアクセスがある私の日記(ブログ)は「**てらまち・ねっと**」で検索  
**HP・Webページ**は ⇒「**寺町ネット**」で検索 **メール** は ⇒ [tera@ccy.ne.jp](mailto:tera@ccy.ne.jp)

今回の新しい風ニュースは、6月議会の私の一般質問の通告文の要約をお伝えします。1問目は、今春の選挙で警察による候補者への警告が多かったため、再発防止のために「不適切な政治活動と選挙の公約」について問います。この裏面です。

2問目は「保育料無料化について」(次号)。3問目は今話題の「ふるさと納税の現状と今後について」。この面です。(通告の全文はブログに掲載しています)

一般質問の本番は6月23日。

テレビ放送は7月3日(金)12時~(12CH)、5日(日)17時~(11CH)。

## 議会の6月定例会 日程

6月4日・議会開会	8日・議会運営委員会	11日・本会議質疑
15日16日・総務産業建設委員会	18日19日・厚生文教委員会	
23日・一般質問	26日・採決、閉会	

## 一般質問 「ふるさと納税の現状と今後」 (答弁 市長、総務課長)

「ふるさと納税」は、出身地や応援したい自治体に寄付をすると税金が軽減される制度で、2008(H20)年度から始まった。私はその直前の3月議会で一般質問するため、2月末頃に市の幹部と話し合った。そのとき、「そういう制度が始まることは知らない」との返答で、おどろいた。

ともかく、2008年3月の一般質問では、私は、「制度ができる以上は最大限活用すべき」、「自治体間競争が見込まれ、速やかに具体的対応が必要」「市は過去、こういうことに積極的でなかったが、転換すべき」との趣旨を述べた。

答弁した当時の副市長は、「制度は当面の試行的又は暫定的なものになるような気がする」として「拙速な対応は避けたい」「地元特産品を贈与するような方法は、非難されるべき」とした。

市は昨年8月に一部の運用を改め、特典を増やしたことなどで、「ふるさと納税」の額、件数が増加した。

「ふるさと納税」の効果は、税収増は当然として、自治体のPRの仕方の訓練、知名度の向上などもあり、子育て支援や他の諸施策の宣伝力も高まるなどが見込まれるのは言うまでもない。

国が今年から制度を利用しやすく改めたことで、さらに新たな取り組みが各地の

自治体で発表されつつある。対して、山縣市は腰が重いとの市民の声も聴く。

以下、担当の総務課長に問う。

- 1、市の「ふるさと納税」の額、件数の推移をどう把握し、どう認識するのか。
- 2、額、件数の全国及び県内で市の順位は、上位、中位、下位のいずれか。
- 3、今年の制度改革の特徴はどのようで、今後の市への影響の予測はどのようか。

### 《市外からの寄付より 市外への寄付が多い = 税金の流出か》

以下、基本方針を提示すべき市長に問う。

- 4、《他市町村の在住者から山縣市への寄附》より《山県市民が他の自治体への寄附》がはるかに上回っている。寄附の額は市外からが約300万円、これに対して、市民が市外にした寄附が約840万円、つまりマイナス540万円。件数では、市外からが約120人、これに対して、市民が市外にした寄附が約220件、つまりマイナスで約100件。  
単純な比較でいうなら、「ふるさと納税」の姿勢の結果としての「税金の損害」とも映る。市長は、このことをどのように受けとめ、市からの「流出分が多いこと」の対策はどうするのか。
- 5、「ふるさと納税」の市の今後の対応方針、あるいはその方向性はどのようか。

### ●山縣市が採納した「ふるさと納税」の「市外から」分と「市外へ」分の比較

(状況の概要や傾向を見るための表) (全員が確定申告したと想定したときの推測)

(山縣市はH26年8月から寄付者への特典を引き上げた)

(市総務課・税務課の作成・提供データを編集/2015.6.3) 単位:円

年	①		②		① - ②	
	他市町村在住者の山縣市への寄附		山県市民が他へ寄附		《他市町村から寄附》-《山県市民が他へ寄附》	
(1月~12月)	人数	寄附金額	人数	寄附金額	人数	寄附金額
平成20年分	2	130,000	1	170,000	1	-40,000
平成21年分	1	10,000	5	356,000	-4	-346,000
平成22年分	1	1,000	1	400,000	0	-399,000
平成23年分	0	0	124	4,367,000	-124	-4,367,000
平成24年分	2	1,010,000	14	161,000	-12	849,000
平成25年分	4	130,500	26	758,600	-22	-628,100
平成26年分	114	1,723,000	49	2,204,000	65	-481,000
合計	124	3,004,500	220	8,416,600	-96	-5,412,100

【寺町のコメント】 「ふるさと納税」に対する市の姿勢や方針の間違いだと市民から指摘されても、反論できません。市民が納める税金の収支のことだから。

《来週6月22日(月)は「さちえの虹いろりポート」の新聞折込み予定》

## 一般質問 「不適切な政治活動と選挙公約」(答弁 市長、選管書記長)

選挙の候補者になろうとする者は、有権者へ公約を示し、政策や考え方、人柄などを伝えるために、各種文書、つまりリーフレットやニュースを配布したり、街頭活動をする。これらの行為は、政治活動として認められ、かつ、選挙期間中の運動とは明確に区別されている。

公約は、選挙公報でも掲載するから、有権者の事後検証も可能である。

先の4月に行われた統一地方選に関して、全国的に違法行為が減った中、岐阜県内は政治活動についての警告が多かったとされる。選挙期間中にしかできない行為を、選挙の前に行う事例が多い。

山口市でも、県議選、市議補選の投票があった。その選挙の「候補者等」(いわゆる立候補予定の者)の選挙前の政治活動に関して、不適切な行為が著しく目立ったと受けとめた人は少なくない。

### 《県内全体の警告「38件」のうち、なんと「7件」が山口市選挙区》

実際に、県警が「県議選」関係で行った県内全体の警告「38件」のうち、なんと「7件」が山口市選挙区であり、異常に突出して多かった。私は選挙運動、政治活動に詳しいものとして本も書いているが、その視点からもこんな状況が放置、あるいは継続、再発してはいけないと強く懸念している。

山口市では、過去に選挙ポスター代の水増し事件もあった。一般的な原則、当然の原則として、選挙の候補者が法律に違反し、あるいは社会的な常識を逸脱して選挙に臨むことは許されない。なぜなら、「公約」を表明、伝達する場合の違法行為、脱法行為を許容する政治家は、当選後の当該本人の政治活動、公務活動で違法、脱法行為をする懸念が尽きないとして、ずっと以前から指摘されているからである。

### 《このような事態は、二度と起きてはいけない》

そこで、このような異常な事態が二度と起きないようにするために、市の選挙管理委員会や行政庁、行政機関の認識、見解を整理するために質問する。

まず、選管書記長である総務課長に問う。

- 1、山口市内での行為に対しての県警の警告件数とその行為の内容、公職選挙法などへの抵触の解釈はどのようか。
- 2、県警の警告した案件について、市の選挙管理委員会はどう受け止めるのか。  
選管がもっと早く相談してくれていたなら、との話も聞こえてくる状況だ。  
前記案件について、選管の県への告知や相談、協議などはどのようだったか。
- 3、市の選挙管理委員や選管事務局職員が今年2月から3月ごろの市内の新聞折り込みで、違法文書が配布・頒布されていることは容易に認識できた。認識したのか、県警に通報したか、それとも何とも思わなかったのか。  
無反応だったとしたら、職責違反、職務怠慢ではないか。

## 《 「選挙公報」を 選挙後も インターネット上に残すこと 》

4、法律や条例に基づく選挙の候補者の「選挙公報」での公約は、極めて重要である。選管は、これをインターネットにも掲載している。しかし、選挙後は、インターネット上から削除している。

私は、政治家の責任の所在のためにも、有権者の事後検証のためにも、選挙後もインターネット上に残すことを求めてきた。最近になって、総務省が遅まきながらその方向を示した。山県市においても、「選挙公報」を選挙後もインターネット上に残すように、転換すべきではないか。

## 《 警告を受けても さらに 同種の行為を繰り返すこと 》

以下、市長に問う。

5、前記の市内での警告案件について、累犯(繰り返し犯罪を行うこと)的な行為についての見解、及び警告を受けてもさらに同種の行為を繰り返すことについての見解はどのようなか。

●「統一地方選の違反取締状況」岐阜県警（H27年4月26日現在） 警告69件、人数76人

## ●統一地方選警告一覧表及び警告事件報告から要点を整理・編集

内訳 県議38件、市議25件(他に市長1件、県議と一連2件)、町議5件、 それらのうち13件を下記に抜粋

警告の 年月日	管轄署	選挙種別	候補者	公 職 選 挙 法		
				件 名 ( 違 反 の 態 様 )	適用条文	○年以下の禁錮又は○万円以下の罰金
27. 1. 22	養老	大垣市議	※	事前運動(リーフレット頒布)	129	
27. 2. 13	山県	県議	※	文書掲示(6か月規制)個人ポスター・事前運動	143⑩二・129	2年、50万
27. 3. 5	山県	県議	※	戸別訪問・事前運動	138①・129	1年、30万
27. 3. 11	山県	県議	※	文書掲示(6か月規制) 後援団体名称表示	143⑩二・⑩三	2年、50万
27. 3. 16	山県	県議	※	事前運動(ビラ頒布)	129	1年、30万
27. 3. 16	山県	県議	※	立看板の設置(事務所以外、規格外、証票なし)	143⑩一・⑩	2年、50万
27. 3. 18	中津川	県議	※	法定外文書頒布・事前運動(フェイスブック)	142①四・129	
27. 3. 20	山県	県議	※	立看板の設置(事務所以外、規格外、証票なし)	143⑩一・⑩	2年、50万
27. 3. 27	関	県議	※	事前運動(ビラ、名刺頒布)	129	
27. 3. 30	山県	県議	※	事前運動(ビラ頒布)	129	1年、30万
27. 4. 3	岐阜北	岐阜市議	※	法定外文書頒布(ブログ)・事前運動	142・129	
27. 4. 10	飛騨	県議	※	法定外文書頒布(メール)	142の2	
27. 4. 23	高山	高山市議	※	脱法文書頒布(氏名入りビラ)	146	

【寺町のコメント】政治家にとって何より大切な「公約」。この「公約」を伝えるときに不法行為をすることは論外。有権者の自覚も大事です。